

役員報酬規程

社会福祉法人 のぞみ

社会福祉法人のぞみ

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人のぞみ（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等に対しての報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は委任を受け会議または法人業務を行う場合、別表の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

別表

会議の種類	支払対象者	金額
理事会、評議員会	理事、監事、評議員	2,000円

※会議が一日複数回あった場合においても1回分の支給とする。